



**石川県告示第359号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る件名及び数量  
石川県地震被害想定調査業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県危機管理監室危機対策課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年8月10日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
応用地質株式会社金沢営業所  
金沢市南町5番14号
- 随意契約に係る契約金額  
119,900,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
政令第11条第1項第1号の規定に該当するため

**石川県告示第360号**

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
リハビリテーション科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	小竹源紀	令和5年9月1日
整形外科	国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	下崎研吾	〃
〃	〃	〃	山田遥平	〃
リハビリテーション科	医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262-2	宗本滋	〃
内科	公益社団法人石川勤労者医療協会 寺井病院	能美市寺井町ウ84番地	前田哲生	〃
心臓血管外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	町田海	〃
脳神経外科	〃	〃	高橋千晶	〃

**石川県告示第361号**

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
内科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	鈴木 邦彦	令和4年6月4日
”	”	”	森 清男	令和4年10月1日
整形外科	”	”	中村 孝	令和4年3月31日
リハビリテーション科	”	”	染矢 富士子	令和5年3月31日
神経内科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	濱口 毅	令和4年3月31日
”	医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262-2	森 敦子	令和3年3月31日
脳神経外科	”	”	佐藤 秀次	令和2年3月31日
耳鼻咽喉科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	高岡 勇稀	令和5年6月30日

**石川県告示第362号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	令和5年10月1日	令和8年9月30日

**石川県告示第363号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- (3) 2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

令和5年9月10日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

**石川県告示第364号**

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

表の内灘加入区の項区分の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <p>① 総トン数6.5トン以上10トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業（他の漁業を併せ営むものを含む。）</p> <p>② 総トン数6.5トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業（他の漁業を併せ営むものを含む。）</p> <p>③ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業</p> |
|--|

**石川県告示第365号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

## 1 ななか第1加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

七尾市庵町ム部75番地

岸端定置網組合 組合長理事 一瀬 保夫

七尾市佐々波町ソ部13番地

株式会社 佐々波鰯網

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区（大泊町、東浜町、黒崎町、庵町、江泊町、大野木町、鵜浦町、能登島二穴町、能登島佐波町、能登島向田町、能登島曲町、能登島須曾町、能登島半浦町、能登島無関町、能登島閨町、能登島南町、能登島通町、能登島久木町及び能登島田尻町の区域に限る。）及び旧佐々波漁業協同組合の地区

## (3) 区分

大型定置漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年8月7日

## 2 能都町加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字宇出津ク字198番地2 株式会社 カネウラ水産

鳳珠郡能登町字波並18字24番地1 波並大敷網組合 代表 中田 隆史

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

## (3) 区分

50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業

## (4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年8月7日

## 3 能都町加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字藤波26-27 上野 清孝

鳳珠郡能登町字鵜川29字50番地 道地 正行

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

## (3) 区分

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（令和元年石川県告示第120号）の表の能都町加入区の項区分の欄①に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業及び小型定置漁業

## (4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年8月7日

4 能都町加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字出津新 1 字 190 番地 7 藪下 栄  
 鳳珠郡能登町字出津イ字 9 番 1 地たなぎ団地 106 号 岩本 秀和

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

(3) 区分

底びき網を使用して営む漁業又は高倉漁港（姫地区）を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第 48 条の 2 において準用する規則第 46 条第 1 項の規定による通知年月日

令和 5 年 8 月 7 日

石川県告示第 366 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和 5 年 9 月 15 日から同月 29 日まで縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員 (m) 延長 (m)	
木滑釜清水線	白山市三ツ屋野町南 27 番 1 地先から 白山市三ツ屋野町北 59 番 1 地先まで	旧	7.17 ~ 13.25 1055.0	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市三ツ屋野町南 27 番 1 地先から 白山市三ツ屋野町北 59 番 1 地先まで	新	10.50 ~ 28.52 1055.0	
七尾輪島線	輪島市三井町本江跡次山 1 番甲 2 の 12 地先から 輪島市三井町本江跡次山 1 番 7 地先まで	旧	12.49 ~ 20.49 34.3	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市町三井町本江跡次山 1 番甲 2 の 12 地先から 輪島市三井町本江跡次山 1 番 7 地先まで	新	13.09 ~ 23.13 34.3	
輪島山田線	輪島市三井町本江跡次山 1 番 2 地先から 輪島市三井町本江ト 14 番 1 地先まで	旧	10.75 ~ 17.77 119.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市三井町本江へ 68 番 1 地先から 輪島市三井町本江リ 9 番 1 地先まで		10.21 ~ 17.35 197.7	
	輪島市三井町本江跡次山 1 番 2 地先から 輪島市三井町本江ト 14 番 1 地先まで	新	12.48 ~ 37.34 119.0	
	輪島市三井町本江へ 68 番 1 地先から 輪島市三井町本江リ 9 番 1 地先まで		11.60 ~ 17.90 197.7	
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字桂谷ハ 8 番 3 地先から 鳳珠郡穴水町字桂谷ハ 8 番 3 地先まで	旧	4.70 ~ 8.06 94.9	
	鳳珠郡穴水町字桂谷ハ 8 番 3 地先から 鳳珠郡穴水町字桂谷ハ 8 番 3 地先まで	新	6.05 ~ 8.41 94.9	

石川県告示第 367 号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 9 月 15 日から同月 29 日まで縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	輪島市三井町本江跡次山1番甲2の12地先から 輪島市三井町本江跡次山1番7地先まで	令和5年9月15日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島山田線	輪島市三井町本江跡次山1番2地先から 輪島市三井町本江ト14番1地先まで	令和5年9月15日	
	輪島市三井町本江へ68番1地先から 輪島市三井町本江リ9番1地先まで		
穴水剣地線	鳳珠郡穴水町字桂谷ハ8番3地先から 鳳珠郡穴水町字桂谷ハ8番3地先まで	令和5年9月15日	

### 石川県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和5年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	七尾輪島線	輪島市三井町本江跡次山1番甲2の12地先から 輪島市三井町本江跡次山1番7地先まで	奥能登土木総合事務所 維持管理課

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和5年9月15日

### 石川県告示第369号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、令和5年9月16日から施行する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道路名	区間	区域（道路境界線から）	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）第26条各号に掲げる禁止地域の区分
一般国道 470号	輪島市三井町本江湯平山2番15地先から 輪島市三井町洲衛壺参部12番1地先まで	両側100メートル以内	第一種禁止地域

---

**公 告**

---

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達役務の名称

令和5年度石川県原子力防災訓練支援・評価業務委託

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

契約日から令和5年12月28日まで

## (4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

## (5) 入札方法

石川県原子力防災訓練支援・評価業務委託にかかる一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績があることを証明できること。

## 3 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和5年9月27日(水)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

## 4 入札説明書の交付場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災対策グループ 電話番号 076-225-1465

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## (3) 入札書の受領期限

令和5年10月5日(木)午後2時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

## (4) 開札の日時及び場所

令和5年10月5日(木)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 無効の入札書  
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査  
この公告による入札に参加を希望する者は、2(4)に係る事項を証明する書類を令和5年10月5日(木)までに石川県危機管理監室危機対策防災対策グループに提出すること。
- (5) 契約書の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量  
明治期地籍図デジタル化業務委託 一式
- (2) 仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 履行場所  
仕様書による。
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加者資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

### 3 入札説明書の配布方法等

- (1) 配布期間  
令和5年9月15日(金)から同月26日(火)午後1時まで
- (2) 配布方法

以下の石川県立図書館ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/category/bid/index.html>

(3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術、使用予定機器等の確認を行うため、あらかじめ4(1)に問合せを行うこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号  
 石川県立図書館 歴史公文書・郷土資料課  
 電話番号 076-223-9584

(2) 入札書の受領期限

令和5年9月26日(火)午後1時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(3) 開札の日時

令和5年9月26日(火)午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年9月1日から 令和6年1月19日まで	小松市遊泉寺地先

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年9月10日から 令和6年3月25日まで	鳳珠郡能登町字天坂地内

公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年9月10日から 令和6年3月25日まで	鳳珠郡能登町字久田地内
------------------------	----------------------------	-------------

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加賀市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数 値 地 形 図 作 成)	令和5年6月5日から 同年12月22日まで	加賀市全域

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり業務委託に係る技術提案書を募集する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

1 業務概要

(1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

(2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種(降雪・気温)予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木(総合)事務所、県除雪契約業者等に配信するものである。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 5(1)に示す参加表明の期限の翌日から随意契約締結時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たしていること。

ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。

イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。

ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。
  - (7) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。
- 3 技術提案募集要領の配布場所等
- (1) 配布場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部道路整備課雪寒・安全対策グループ 電話番号 076-225-1727
  - (2) 配布方法  
(1)の配布場所において配布する。
- 4 技術提案書の提出場所等
- (1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先  
3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。
  - (2) 技術提案書の提出期限  
ア 提出期限 令和5年9月29日(金)午後5時  
イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- 5 技術提案の参加表明
- (1) 表明期限 令和5年9月22日(金)午後5時
  - (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。
- 6 技術提案書の採否及び契約
- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。
  - (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に、応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 契約書作成の要否  
要
  - (3) 手続における交渉の有無  
無
  - (4) 契約保証金  
免除
  - (5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。  
なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。
  - (6) その他詳細は、技術提案募集要領による。

---

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月15日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 契約件名  
特殊詐欺被害防止広報業務委託
  - (2) 業務内容  
入札説明書による。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和6年2月29日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年9月25日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月26日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2214）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年9月27日（水）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年9月27日（水）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 契約件名

サイバー犯罪捜査技能向上研修(サイバーセキュリティコンテスト)業務委託

## (2) 業務内容

入札説明書による。

## (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年12月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年9月25日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月26日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年9月27日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所と

する。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年9月27日(水) 午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除